

愛西市権利擁護支援センター の事業について

愛西市権利擁護支援センター

今日お話しすること

- 成年後見制度に対するニーズ
- 権利擁護支援センターの役割
- 権利擁護支援センターの事業

成年後見制度のニーズと現状

令和4年4月1日現在

(人)

	人口	高齢者人口	認知症Ⅱ以上	療育手帳(A+B)	精神保健福祉手帳	推定対象者
愛西市	61,804人	19,540人	1,914人	222人	734人	2,870人

成年後見制度利用者の内訳 (人)

	後見	保佐	補助	合計
愛西市	70	22	15	107

(人)

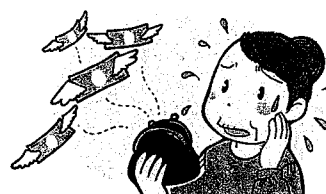
市町村長申立

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
愛西市	4件 (高4)	2件 (高2)	1件 (高1)	0件	5件 (高2、障3件)

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活で困りごとや心配ごとが起きることがあります。そんな方たちが自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切にし、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなど、法的にさまざまな支援を行う制度です。

あなたや家族や知り合いの
困りごと、心配ごとは
ありませんか？



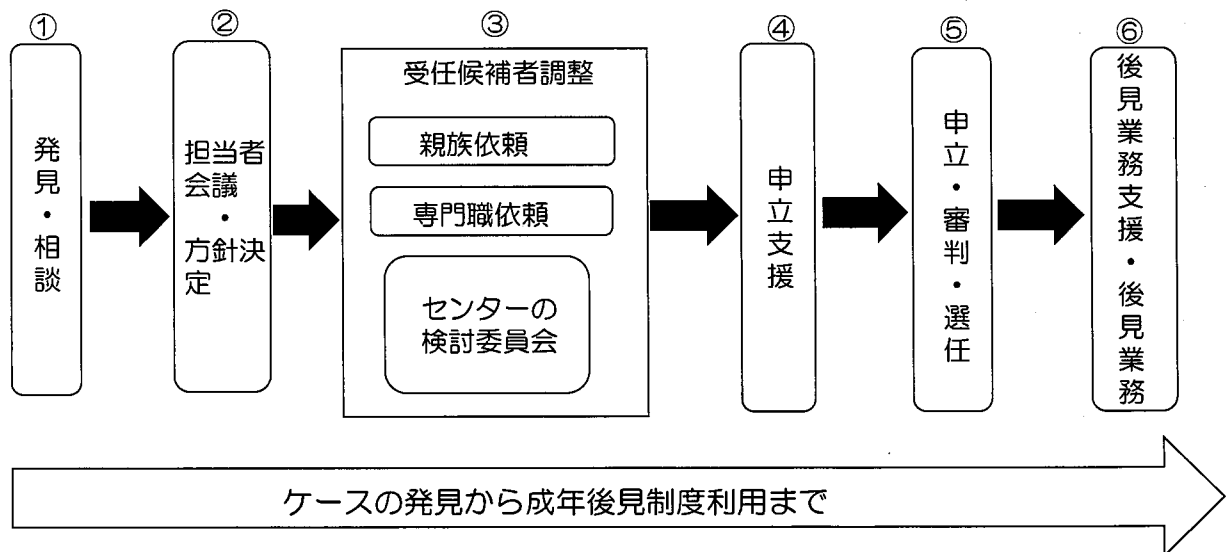
ほかにも・・・

- 書類の手続きに困っている
- 悪い人にだまさせたらどうしよう
- 障がいのある子どもの将来が不安 など

成年後見制度を必要とする人たち

- 今までは、家族が多く、認知症になっても何とかできていた。
- しかし、家族が少なくなり、2人暮らし高齢者や1人暮らし高齢者が多くなり、認知症になったら何ともならなくなってきた。
- また、8050のように高齢の両親が障がいのある子等の面倒をみている場合、両親が倒れると困る人が増えてきた。
- さらに、コロナ禍で虐待が多くなったと言われているが、虐待への対応も必要である。

ケースの発見から成年後見制度利用まで



成年後見制度は、積極的に利用されているのか

- 制度そのものが知られていない（広報、啓発）。
- 必要とする人がいても、うまくつなげられない（相談先が明確ではない）。
- 制度を必要とする人を見分ける目が育っていない。
- 1人ではどうすることもできず、専門職とどのように連携すればいいかわからない（地域連携ネットワークの必要性）。
- 制度を上手に利用し、安心して地域で暮らすという意識が育っていない。
- 自分のことは自分で決めていくという、意思決定支援の仕組みが、うまく機能していない。

センターが行う業務 ① 相談業務

- 電話相談
平 日 午前8時30分から午後5時15分まで
電 話 0567-31-6232
ファクス 0567-31-6233
- 面談による相談（来所）
事務所まで来所困難な場合は、自宅まで伺います。
- 巡回相談（10月から）
佐織地区、立田地区、八開地区それぞれを巡回し相談を受けます。

② 受任候補者調整

- 選任後ずっと本人の人生に関わることから、誰が後見人等になるかは大きな課題
- 愛西市権利擁護支援センターは、検討委員会で受任者調整をしていきます。

選択肢は2つ

- ・親族
- ・専門職
 - 法律職（弁護士、司法書士）
 - 福祉職（社会福祉士、行政書士）

③ 申し立て支援

- ・申立て書類を作成することは、弁護士又は司法書士の専門
- ・本人・親族申立て、市町村長申立ての書類の作成アドバイス
- ・受理面談の立ち合い

④ 後見業務支援

- ・本人主体の支援ができるよう成年後見人等に助言や地域の関係者との関係調整など

⑤ 普及啓発・研修（人材育成）

1. 住民のための成年後見セミナー（講演会）
2. 行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会
3. 住民のための成年後見制度研修会

随時 1時間程度の勉強会の開催
民生委員協議会、老人クラブ、親の会
地域包括支援センター、障がい者相談支援所
介護保険支援相談所等々要請に応じて開催

認知症になっても、障がいがあっても
安心して、地域で暮らし続けるために！

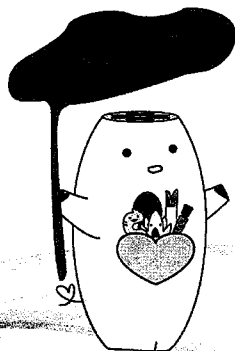
みんなで、権利擁護支援センターを応援してください。

みんな、遊びに来てください。

てるみちゃん です。
Tell me!



愛西市 権利擁護支援センター



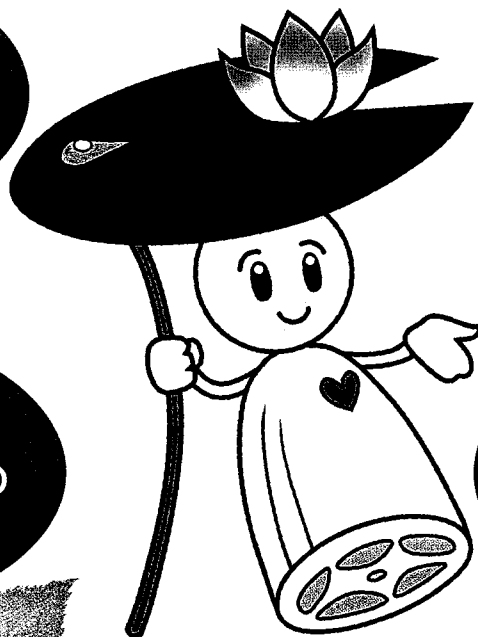
愛西市イメージキャラクター
あいさいさん

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、ご自身で契約や財産の管理などを行うことが難しくなった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援していきます。

成年後見制度や
日常生活自立支援事業
のことを知りたい

父が通帳を失くしたり、
お金の管理ができなくなったりして心配

二人暮らしの高齢の
母と知的障がいのある弟
のことが気がかり



マスコットキャラクター
てるみちゃん

福祉サービスを利用
したいが、自分で契約の
手続きができない

認知症の母が必要のない
高額な商品をつい買って
しまい困っている

お気軽にご相談ください！

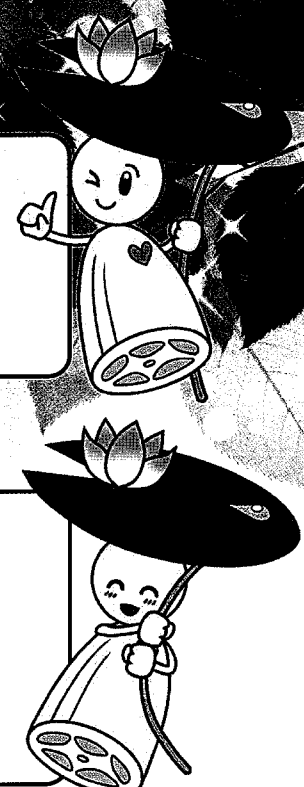
社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会

愛西市稲葉町米野220番地1

ふくしの相談窓口 ☎0567-31-6232

成年後見制度って何？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、一人では契約や金銭管理が難しい方に対し、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、契約の代行や、財産の管理等をおこなうことで、本人の権利を守る制度です。



日常生活自立支援事業って何？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、一人では契約や金銭管理に不安がある方に対し、社会福祉協議会が、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常生活費の金銭管理、書類の保管などをおこなうことで、本人の権利を守ります。

主な業務内容

広報・啓発

成年後見制度や日常生活自立支援事業について、市民に知っていただく取り組みをします。



相談窓口

成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する相談をお受けします。



成年後見制度の申立て支援

成年後見制度の利用方法などについて助言したり、一緒に書類を作成したりします。



日常生活自立支援事業との連携

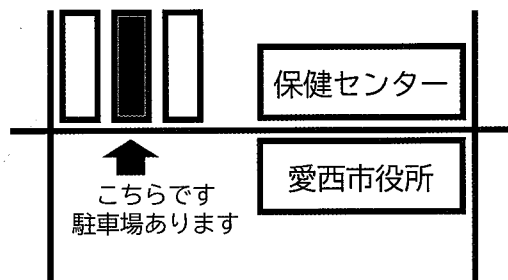
日常生活自立支援事業と連携して、適切な支援をおこないます。



社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会

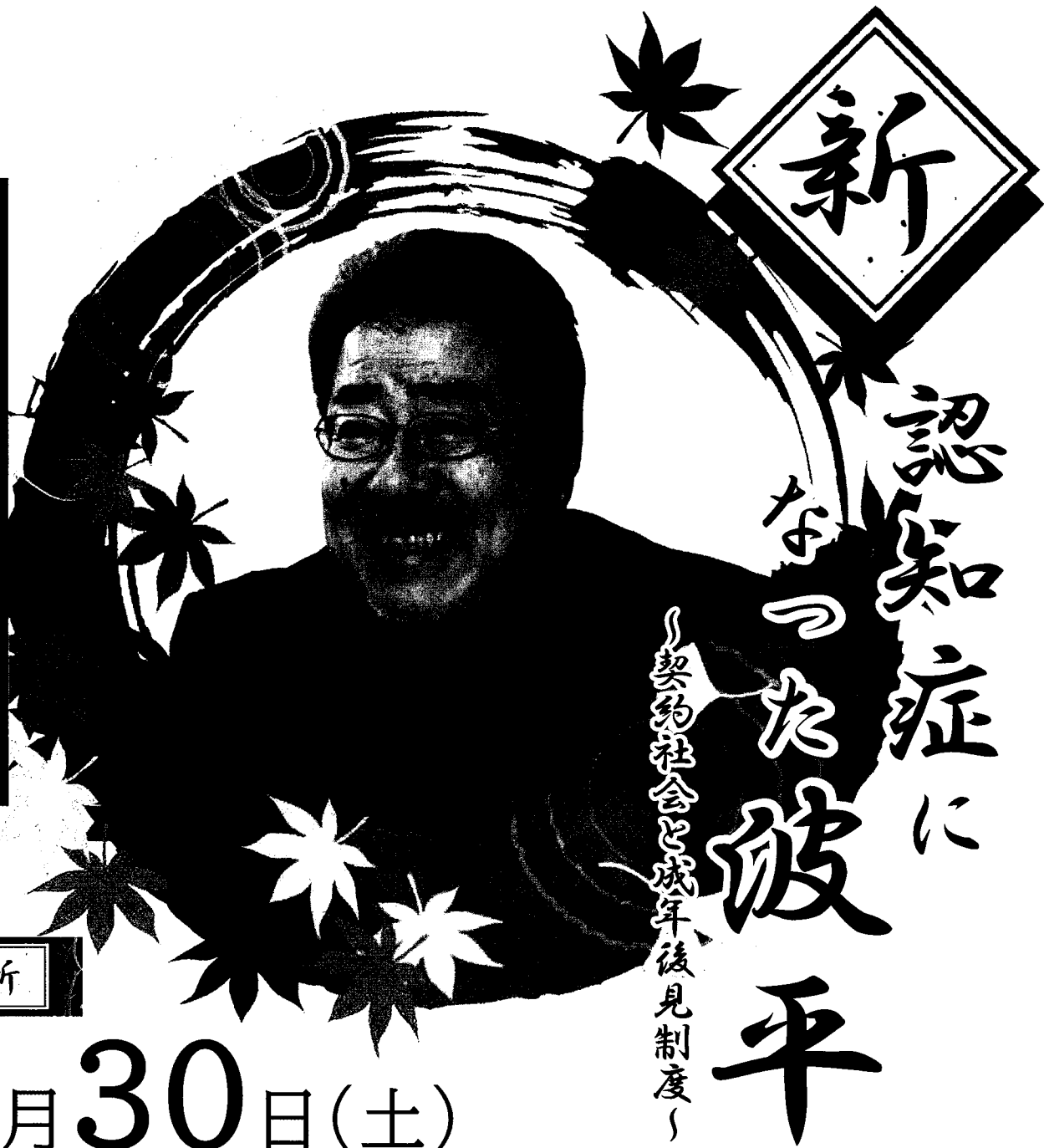
愛西市権利擁護支援センター（ふくしの相談窓口）

〒496-0907 愛西市稲葉町米野220番地1
 TEL: 0567-31-6232 FAX: 0567-31-6233
 E-mail: aisai-kenriyogo@clovernet.ne.jp
 受付時間: 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)



講師

渡辺 哲雄 氏



日時・場所

令和五年 9月30日(土)

14時～15時30分(13時30分より受付)

愛西市文化会館

愛西市文化会館ホール

愛西市稲葉町米野303
0567-28-3000

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方を法的に守る後見制度を、「老いの風景」の著者が、わかりやすくお話しします。

申し込み方法

9月20日(水)までに右記連絡先またはQRコードにてお申込みください。

愛西市権利擁護支援センター

愛西市稲葉町米野220番地1
TEL: (0567)31-6232
FAX: (0567)31-6233
E-mail: aisai-kenriyogo@clovernet.ne.jp

